

令和4年6月20日

三鷹市市長 河村 孝 様  
三鷹市教育長 貝ノ瀬 滋 様

三鷹市文化財保護審議会

会長 馬場憲一 副会長 濱野周泰  
委員 中野達哉 同 小林謙一 同 福野明子  
委員 神野善治 同 長崎潤一 同 初田香成

「三鷹まるごと博物館」事業の将来にわたる恒常的かつ魅力的な運営についての提言

現在、平成29(2017)年12月に策定された国の文化経済戦略によって、文化・教育(生涯学習)の分野においては平成31年4月の文化財保護法改正に続き、今国会では博物館法が改正され来年(令和5年)4月から施行されることになるなど、文化・教育(生涯学習)分野の行政も大きく変わろうとしています。

そのため、三鷹市文化財保護審議会においてもそれらの動向を注視しながら議論を重ね、三鷹市における今後の文化財の保存・活用のために、現在、三鷹市が基本計画にもとづき実施している「三鷹まるごと博物館」事業を恒常的な仕組みをつくり運営していくことを下記により提言いたします。

よろしくお取り計らいいただきたくお願い申し上げます。

記

1、三鷹市の地域学習の現状と課題

三鷹市は地域博物館・郷土博物館などと称し地域の自然・歴史・文化などを学ぶ施設を有しない東京都内においても極めて稀有な自治体です(資料編(1)参照)。これは社会教育機関である博物館を通して地域に伝存する文化財などを市民が学ぶという観点で考えると、行政が学校教育や生涯学習に寄与する上で市民に対しその学ぶ機会を十分に提供することができず大きな問題であり、市民が教育を受ける権利を著しく損ねていると考えます。

そのような中であって、現在、市の基本計画にもとづき実施している「三鷹まるごと博物館」の事業は、それに代わるような活動を活発に試みており、市民に対し地域を学ぶ機会を行政が提供することに一定の役割を果たしているものと考えます。しかしその「三鷹まるごと博物館」事業の実施にあたっては、その事業の理念や目的、運営組織(職員配置など)と役割、機能、さらに市民との関係などについて何らの規定も設けられておりません。

そのため前記の地域博物館や郷土博物館が自治体の条例によってその理念や目的、さ

らに活動などが定められ、その活動にふさわしい人員を配置し充実した博物館機能によって市民のための社会教育(生涯学習)機関として恒常的に継続的な運営が保障され活発に活動している状況に比して、「三鷹まるごと博物館」の事業はそのようなことが決められていないので大きな課題を抱えていると言わざるをえません。

## 2、「三鷹まるごと博物館」設置・運営の提案

上記1で述べた現状と課題を踏まえ、「三鷹まるごと博物館」(仮称)の設置と運営を以下のとおり提案します。

### (1) 「三鷹まるごと博物館」の理念と目的

「三鷹まるごと博物館」はフランスで誕生したエコミュージアムの考え方や理念をベースに市域に点在する自然・歴史・文化などに関わる遺産(史資料)の保存と活用にあたるとともに、市民が地域を学ぶ拠点と位置づけ、そこでの学びによって得られた成果を醸成し、まちづくりなど地域創生への志や関心を抱く人材を育成する人づくりの場となることをめざす。

### (2) 「三鷹まるごと博物館」の設置と運営

現行の「三鷹まるごと博物館」は事業として予算にもとづいて実施されているが、私たちが提案する「三鷹まるごと博物館」は三鷹市が設置し運営のための館則などを条例として制定し運営するものとする。

### (3) 「三鷹まるごと博物館」の機能

「三鷹まるごと博物館」は市域全体を博物館として活動するため、史資料の収集・保管、調査・研究、展示・教育普及の機能を有する社会教育(生涯学習)機関とし、将来的には公文書館機能も付与することも検討する。

### (4) 「三鷹まるごと博物館」の施設

「三鷹まるごと博物館」には市域の交通の便が良く市民が集う最適な場所に、博物館機能を有する中核施設(コア)を設け活動拠点とし、文化遺産(大沢の里の水車経営農家、古民家など)を展示施設(サテライト)として配置し、それらを拠点に活動を展開する。同時に既存の収蔵庫・調査研究室・展示室、図書室など市内に分散している諸施設を有機的にネットワーク化して事業を展開する。将来的には中核施設と分散している諸施設を統合して「三鷹まるごと博物館」のコア博物館施設としての建設も検討する。

### (5) 「三鷹まるごと博物館」の人員体制

「三鷹まるごと博物館」ではその運営のために専任の職員を配置する。当面は、現在、三鷹まるごと博物館事業に従事している学芸員を専従させるが、博物館運営の中核を担う館長には専門的な知識と能力を有する人材を選任・配置し、将来的には学芸員を増員して運営にあたる。また館長の諮問などに応じる博物館協議会を設置する。

### (6) 「三鷹まるごと博物館」の市内の博物館施設との連携

「三鷹まるごと博物館」は市内にある同様の活動をしている博物館施設のハブとして

機能させ、それら施設をネットワークで結び活動の輪を市域全体に相乗的に広げる。

(7) 「三鷹まるごと博物館」と市民との関係

「三鷹まるごと博物館」は市民参加を旨とし、市民や市民によって構成される団体との連携・協力のもとに運営を図っていくことにする。

3、三鷹まるごと博物館設置・運営による効果

以上、上記2に設置・運営する「三鷹まるごと博物館」の概要を述べましたが、それが実現した場合の効果については、次のように考えています。

(1) 三鷹市民の地域への親しみと愛着の心を育む

三鷹市民、特に子供たちに地域の自然・歴史・文化などを知り、学ぶ場を恒常的に確保・提供することによって、三鷹市への愛着とふるさとと思う心を育むことが期待される。このように生涯学習への効果とともに、博学連携によって学校教育における郷土学習にも大きく寄与することが見込まれる。

(2) 三鷹市域の文化財行政の推進が図られる

三鷹市域にある自然・歴史・文化などに関わる遺産の保存・活用が、市民の協力を得て組織的かつ総合的に取り組まれることになり、文化財保護行政が円滑に推進されることになる。さらに文化財保護法には自治体が文化財保存活用地域計画を作成する制度が導入されており、その計画にはエコミュージアム構想を盛り込むことが推奨されていて、国の財政支援などが期待できる。

(3) 低コストで三鷹市の文化・教育行政(生涯学習)の知名度を上げ評価される

今回、提言する「三鷹まるごと博物館」は、現在、長期計画に基づき取り組まれている事業を条例制定によって恒常的な仕組みとして運営していくもので、財政的コストはこれまで同様の予算で実現できる。

そのような低コストで三鷹市域という一定のエリアを対象とする博物館(=「三鷹まるごと博物館」)を設置し運営することによって、三鷹市民にクオリティの高い文化・教育行政を提供するとともに、日本の中でも他の自治体に類をみない画期的でユニークな地域博物館が誕生することになり、三鷹市の文化・教育(生涯学習)分野における知名度を上げ高い評価を得ることにつながる。

以上

4、資料編

(1) 東京都内郷土歴史博物館等設置状況

(2) 三鷹まるごと博物館と関連施設・団体とのネットワークのイメージ図

(3) 「三鷹まるごと博物館」提言書作成の経緯について

(4) 三鷹市文化財保護審議会委員からの提言書(全文)

(5) 三鷹まるごと博物館を構成する文化資源



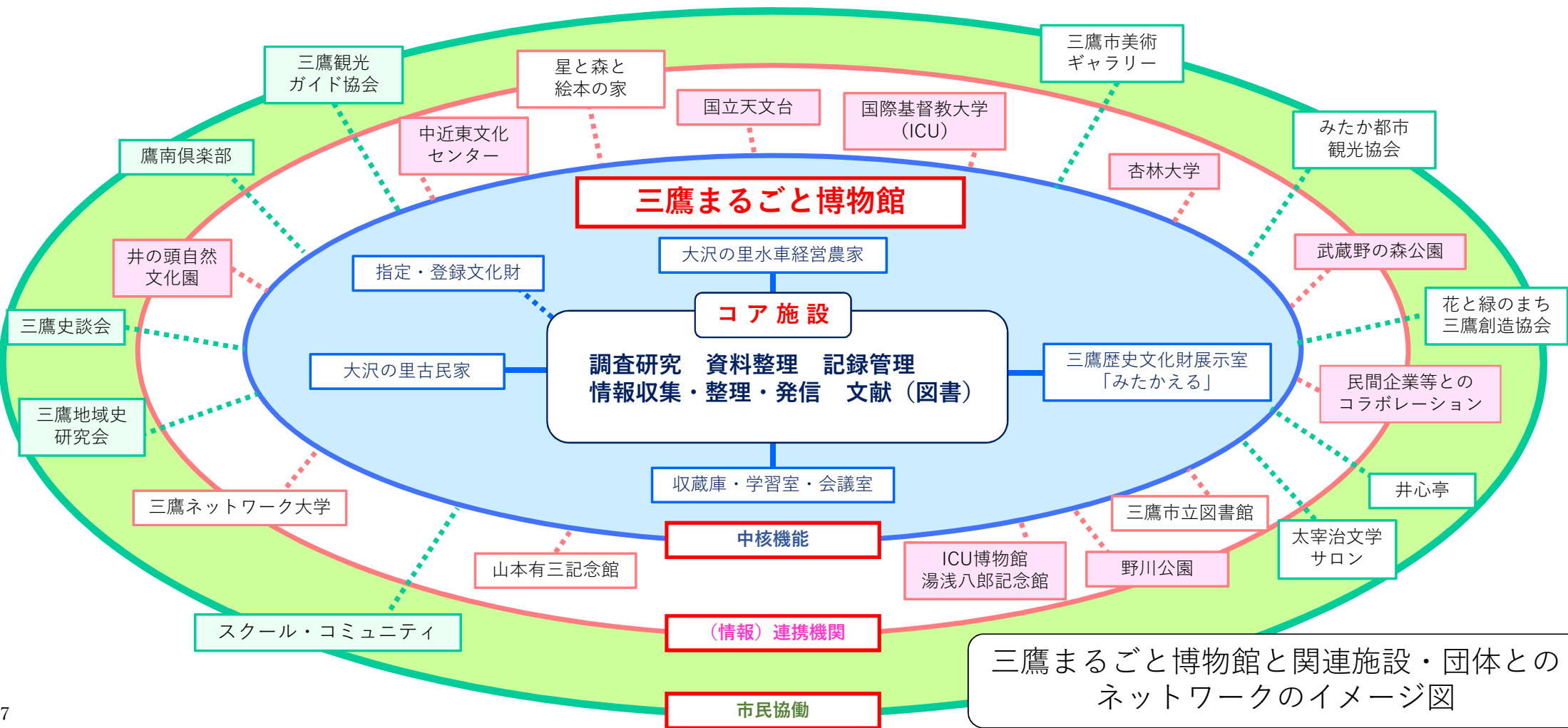
東京都内郷土歴史博物館等設置状況(令和4年1月現在) 資料編(1)

区市町村	人口	面積	博物館等施設有無	博物館施設名称
<b>区 部</b>				
千代田区	67,049	11.66	◎	千代田区立日比谷図書文化館
中央区	171,419	10.21	◎	中央区立郷土天文館「タイムドーム明石」
港区	257,183	20.37	◎	港区郷土歴史館
新宿区	341,222	18.22	◎	新宿歴史博物館
文京区	226,332	11.29	◎	文京ふるさと歴史館
台東区	203,709	10.11	◎	台東区立下町風俗資料館
墨田区	275,724	13.77	◎	すみだ郷土文化資料館
江東区	525,952	40.16	◎	深川江戸資料館・江東区中川船番所資料館
品川区	403,699	22.84	◎	品川歴史館
目黒区	278,276	14.67	◎	めぐろ歴史資料館
大田区	728,703	60.75	◎	大田区郷土博物館
世田谷区	916,208	58.05	◎	世田谷区郷土資料館・次太夫堀公園民家園・岡本公園民家園
渋谷区	229,013	15.11	◎	白根記念渋谷区郷土博物館・文学館
中野区	332,017	15.59	◎	中野区立歴史民俗資料館
杉並区	569,703	34.06	◎	杉並区立郷土博物館
豊島区	283,342	13.01	◎	豊島区立郷土資料館
北区	351,278	20.61	◎	北区飛鳥山博物館
荒川区	215,543	10.16	◎	荒川ふるさと文化館
板橋区	567,214	32.22	◎	板橋区郷土資料館
練馬区	738,358	48.08	◎	石神井公園ふるさと文化館
足立区	689,106	53.25	◎	足立区立郷土博物館・伊興遺跡公園展示館・
葛飾区	462,083	34.8	◎	葛飾区郷土と天文の博物館
江戸川区	689,739	49.9	○	江戸川区郷土資料室・一之江名主屋敷
<b>市 部</b>				
八王子市	561,758	186.38	◎	八王子市郷土資料館
立川市	185,124	24.36	◎	立川市歴史民俗資料館・川越道緑地古民家園
武蔵野市	148,025	10.98	◎	武蔵野ふるさと歴史館
三鷹市	190,590	16.42	×	
青梅市	131,124	103.31	◎	青梅市郷土博物館
府中市	260,253	29.43	◎	府中市郷土の森博物館
昭島市	113,829	17.34	○	アキシマエンシス昭島市郷土資料室
調布市	237,939	21.58	◎	調布市郷土博物館
町田市	430,385	71.8	○	町田市立博物館 町田市立自由民権資料館
小金井市	124,617	11.3	○	小金井市文化財センター
小平市	195,361	20.51	○	小平市鈴木遺跡資料館 小平ふるさと村
日野市	187,304	27.55	◎	日野市郷土資料館
東村山市	151,695	17.14	◎	ふるさと歴史館・八国山たいけんの里
国分寺市	127,792	11.46	◎	武蔵国分寺跡資料館
国立市	76,317	8.15	◎	くにたち郷土文化館
福生市	56,274	10.16	◎	福生市郷土資料室
狛江市	83,022	6.39	×	
東大和市	85,285	13.42	◎	東大和市郷土博物館
清瀬市	74,948	10.23	◎	清瀬市郷土博物館
東久留米市	117,091	12.88	○	東久留米市郷土資料室
武蔵村山市	71,872	15.32	◎	武蔵村山市歴史民俗資料館
多摩市	147,528	21.01	◎	パルテノン多摩*
稲城市	93,007	17.97	○	稲城市郷土資料室
羽村市	54,609	9.9	◎	羽村市郷土博物館
あきる野市	80,112	73.47	◎	五日市郷土館 二宮郷土館
西東京市	205,805	15.75	○	郷土資料室

◎	博物館
○	郷土資料室
×	施設なし



- ・市域に点在する既存施設や既存団体を、「三鷹まるごと博物館」の活動でつなげる
- ・コア施設を中心に博物館活動を展開し、既存施設を活用して行う
- ・地域の関心と愛着を育む他に例のないユニークな地域博物館







## 「三鷹まるごと博物館」提言書作成の経緯について

「三鷹まるごと博物館」提言書の作成は、以下のような経過と審議を経て作成されたものである。

### A.経過報告

- 1、2021年5月18日文化財保護審議会定例会開催（出席委員から「三鷹まるごと博物館」についての意見聴取など）
  - (1) 既存の施設や仕組みを活用し、機能が分散されている博物館を三鷹の売りにして進めていくことも考えられるが、それらをまとめるコア施設が必要。コア施設は、新設する複合施設や、既存の施設に入り込み、そこを中核・活動拠点とする方法もある。
  - (2) 三鷹型エコミュージアム事業推進検討プロジェクトに基づいてこれまで行ってきたエコミュージアム事業の成功例は、すぐに今後の「新たな」プロジェクトに盛り込むことができるが、全体の新たな構想やビジョンが必要ではないかと感じた。
  - (3) 学校との連携強化を図り、更にネットワークを広げられたらよいのでは。
  - (4) 印象に残るような、親しみやすいようなキャッチーな名称を考えるとよいのでは。
  - (5) 「文化財保存活用地域計画」の策定を実施すべきか。
  - (6) 提言書について、目標・夢を掲げて、それに向けてなにをすべきか、ボランティアはどうあるべきか、市民が読んでもわかりやすいようなものを作りたい。
  - (7) 事業を永続的に進められるような組織体制になっていないため、事業を続けていくために専門職員（学芸員）を増員するなど、体制を整えたほうがよいがなかなか難しいのが現状である。
  - (8) 今期委員の任期中に提言書をまとめて提出することを確認する。
  - (9) 文化財保護審議会の中に「提言書」の素案を検討するためにF部会を立ち上げ、その部会メンバーに馬場、長崎、福野の各委員を選出する。
- 2、2021年7月5日F部会開催（部会メンバーで意見交換）
  - (1) 文化財保護審議会での提言書について、諮問答申の形をとらず、三鷹市基本計画に反映させることを目指す。
  - (2) 機能が分散されている博物館を三鷹の売りにして進めていくことも考えられる。
  - (3) 新設する複合施設や、既存の施設の中に入り込み、そこを中核・活動拠点とする方法もある（「子どもの森（仮称）」など）。

### 3、2021年9月13日F部会開催（部会メンバーでの意見交換）

- (1) 前回のプロジェクトチームでは全庁的な組織で行ったことに意義があった。これからの活動も横断的な組織を立ち上げることができるとかがポイントとなるのではないかと？庁内の様々な部署の人たちが検討段階から関わりをもつような体制づくりが示されるとよい。  
（事務局コメント）プロジェクトチームの報告書は庁内向けに考え方をまとめたものなので、今回作成する提言書は一般の方に向けた「三鷹まるごと博物館」の理念や夢を語るような内容にするのがいい。
- (2) 「子どもの森」の中に【生涯学習】があることで、発信の拠点、核となる。また、事業などを企画する【人】がいることで、ブレーンの場所となる。
- (3) 市内の文化財、魅力が現在はバラバラに点で存在している。その点と点を線でつなぐような案内をする（コア）施設が必要であり、それは便利で人が集まる場所にあるとよい。
- (4) ボランティアを見つけ出し、育成し、自分の地域を、そこに住む人たちが説明・紹介できるようになることで、持続的に三鷹の魅力を継承できる。また、集った人たちのなかで交流が生まれ、横のつながりができる。
- (5) 次回F部会までの宿題として、①前回のプロジェクトチームの報告書を読んだ感想と追加すべき項目、②自分が考えるエコミュージアム運営のアイデアなどを考えてきて報告し検討することにする。

### 4、2021年10月4日F部会開催（部会メンバーでの意見交換）

- (1) 三鷹型エコミュージアム事業推進検討プロジェクトに基づいてこれまで行ってきたエコミュージアム事業の成功例は、すぐに今後の「新たな」プロジェクトに盛り込むことができるが、全体の新たな構想やビジョンが必要ではないかと感じた。
- (2) 学校との連携強化を図り、更にネットワークを広げられたらよいのでは。
- (3) 盛り込むべきは、SDGs 環境への配慮や、他部署へ働きかけて連携し、相乗効果を狙うような事業が必要。
- (4) 印象に残るような、親しみやすいようなキャッチーな名称を考えるとよいのでは。
- (5) 三鷹市内には魅力のある場所が点在しているので、点と点を結ぶための情報が集約された拠点を、人が集まりやすい駅前にあるとよい。現在計画中の「子どもの森」の中に拠点がおかれるとよい。
- (6) 事業を永続的に進められるような組織体制になっていないため、事業を続けていくために専門職員（学芸員）を増員するなど、体制を整えたほうがよいがなかなか難しいのが現状である。
- (7) 三鷹シティバスで、週末だけ文化財を回る路線を作ってもらえるのはどうか。
- (8) 馬場会長からは提言書（案）の提出があった。

5、2021年10月18日文化財保護審議会開催

- (1) F部会で話し合ってきた内容と意見を報告
- (2) 出席した委員の意見を聞く。
- (3) 11月下旬を目途に各委員から提言書作成に向けて意見を文書で出してもらうことになる。

6、2021年12月6日F部会開催

- (1) 各委員から提出された意見を検討する。
- (2) 各委員からの意見は多岐にわたるが、博物館を作るべきという大枠の方向性は同じであることを確認する。

7、2022年1月17日F部会開催

- (1) 各委員から提出された意見を項目ごとに分類し提言書に生かすことを検討する。
- (2) 提言書の構成と資料編や全体イメージ図を作成することを話し合う。

8、2022年2月7日F部会開催

- ・提言書（案）について協議し、全体イメージ図を作成する。

9、2022年2月21日文化財保護審議会開催

- ・提言書作成に至る経緯、提言書（案）と全体イメージ図を示して説明し審議する。
- ・委員からは字句修正などの意見があったが、文案について基本的に賛成の意見をもらう。

10、2022年3月15日F部会開催

- ・2月21日文化財保護審議会でも基本的に賛成の意見があった提言書（案）について事務局と話し合う。
- ・その後、事務局からの意見なども参考に再度F部会で検討し、提言書（第7次案）を作成する。

11、2022年4月18日文化財保護審議会開催

- ・提言書（第7次案）を審議する。
- ・資料編に掲載する「三鷹まるごと博物館」のイメージ図について意見がでて修正する。
- ・昨年11月末に提出してもらった各委員の意見についても提言書の資料編に掲載するので、加筆・修正がある委員は事務局に再提出してもらうことになる。

## 12、2022年5月16日文化財保護審議会開催

- ・前回審議会でほぼ了解されていた提言書案と修正した「三鷹まるごと博物館」のイメージ図について審議し、「三鷹まるごと博物館」の提言書が確定する。

### **B.提言書作成にあたっての留意点**

- (1) 市長・教育長に受け入れてもらえる提言書にする。
- (2) 「三鷹まるごと博物館」事業を条例制定によって継続的運営を図る仕組みをつくる。
- (3) コア博物館施設建設へのステップとする。

# 三鷹市文化財保護審議会委員からの 提言書（全文）

三鷹市文化財保護審議会

会 長 馬場憲一

副会長 濱野周泰

委 員 中野達哉

委 員 小林謙一

委 員 福野明子

委 員 神野善治

委 員 長崎潤一

委 員 初田香成

- 「三鷹型エコミュージアム事業推進検討プロジェクトチーム報告書」の感想やエコミュージアムの運営などに関わるアイデアについて

### 1.報告書の感想

- (1) フランスで誕生し日本に紹介されたエコミュージアムの定義・概念を忠実に取り込み、三鷹市独自の事業について具体的な取り組みを検討し、事業アイデアを提案した報告書と理解した。
- (2) しかし、市民の参加と協働を強調するあまり、実際の事業運営に関わる市の職員(生涯学習課職員)に過度の負担が生じているように感じる。
- (3) P.13～18の「具体的な手法や事業のアイデアの提案を見る限り12提案中、4つの事業の提案は現在取り組まれているようで、報告書の提案は職員の努力によって着実な成果を挙げているように思った。
- (4) 報告書は「事業推進」を検討したものであって、食事に例えればお客にどのようなメニューの料理を提供するのかというものであり、どのような「器」に盛るのかということが考えられていないように思う。つまり器とは後述するようにエコミュージアムで言えば「施設」「組織体制」「職員(特に専門職員)体制」などエコミュージアム事業を推進するための根幹を成すものことで、これらについての検討がなされていないということである。いくらたくさん立派な料理のメニューを考えてもそれを盛る器がなければ料理は提供できない。

### 2.報告書に追加すべき内容

- (1) 「市民参加」や「協働」は市民社会を創造していく上で重要なキーワードであり、報告書の中の基本的な考え方もこの点にあると思う。

しかし日本においてエコミュージアムを市民参加や協働という形で取り組もうとした場合、博物館に関わろうとする「博物館市民」(=博物館の役割やその運営を理解しわかっている人)が育っていないとエコミュージアムへの市民参加や協働はなかなか難しいと考える。

そこでエコミュージアムにおいて「市民参加」や「協働」を促すためには、市民の主体性やその意識を確立していくための方法論として「主体的意識形成段階論」(=いきなり対等な関係性の中で市民を位置づけるのではなく、まず行政側でエコミュージアムを設立し、その活動を通してエコミュージアムの目的や役割を学ばせながら「博物館市民」を段階的に育てていくという論)のような考え方でエコミュージアム活動に取り組んでいく必要があるのではないかと思う。そこでそのような視点から内容を見直していく。

- (2) 報告書の内容は「エコミュージアム事業推進」のこのみである。報告書に書かれていく事業を実施していくためには、職員(特に専門職員)が関わらなければならない。その運営のための職員などの組織体制がまったく触れられていない。このことは是非とも検討し記載する必要がある。

### 3.エコミュージアムの設立や運営に関わるアイデア

#### (1) 市立三鷹まると博物館(ミュージアム)の設置

「三鷹まると博物館」または「三鷹まるとミュージアム」という名称でエコミュージアム的な考えをベースに、日本の博物館活動や文化財行政の状況を加味して、公立の地域博物館(ミュージアム)として設置し運営していく。具体案としては以下のようことである。

##### ①組織

- ・市の行政組織の中に「まると博物館課」(生涯学習課の名称を変更し拡充することで可。課の中には学芸係と管理係を設ける)を設置する。
- ・「まると博物館」には、博物館法にもとづき「館長」「学芸員」などの専門職員を配置し、運営に関し諮問に応じる「博物館協議会」を設ける。できれば博物館登録を受けるようにする。

##### ②館則

- ・館則を制定し、博物館の目的や上記①の組織を定める。
- ・コア施設やサテライト施設を明記し、三鷹市の「常設展示室」を定める。

##### ③運営

- ・上記(1)に記した組織や館則を定め、そのような博物館という「器」の中で報告書に記されたような事業を行い生涯学習機関として市民を育てていく。それによって将来的には市民参加や協働による運営が可能となる。

#### (2) 機能分散型博物館の設置

博物館を運営するためには施設・設備として、収蔵庫・資料整理室・調査研究室・展示室・学習室・図書室・会議ホール・管理事務室などが一つの建物の中にあることによって効率的な運営が図られると考える。しかし今後の自治体財政の状況などからハコモノを作ることによる後年度負担の弊害などが指摘されている。そのため既存の施設や仕組みを上手く活用し前述の各施設が市域の各所に分散しているので、それらを一つの博物館機能にまとめ運営を図っていくことが市民のための生涯学習機関を確保するという観点からも重要である。仮の案として以下のようなことを考えている。ただし、市の状況がわからないのでイメージ的な内容である。

##### ①コア施設(山本有三記念館、または教育センターの拡充)

- ・市域の野外の常設展示室(サテライト)や連携施設を紹介したパネルや動産資料を展示する展示室を設ける。

- ・調査研究室(学芸員など専門の職員配置)、管理事務室(まるごと博物館全体の管理)を設ける。
- ②収蔵庫
  - ・空調設備を設置し第五中学校資料室、JR 高架下収蔵庫など
- ③常設展示室(野外サテライト)
  - ・大沢の里、勝淵神社など市内に点在する文化財を通して三鷹の自然・文化・歴史を表象できる場所を調査し確定していく。
- ④図書室
  - ・市立図書館、コミュニティ・センターの図書室など
- ⑤学習室
  - ・生涯学習センター、コミュニティ・センターの会議室など
- ⑥会議ホール
  - ・教育センター会議室、生涯学習センター、三鷹公会堂など
- ⑦連携施設
  - ・山本有三記念館、星と森と絵本の家、湯浅八郎記念館、ジブリ美術館、中近東文化センターなど



三鷹における歴史・芸術・民族・産業・自然科学などの資料を収集して、一般の利用に提供するには博物館の存在を広く認識してもらうことが肝要である。さらに博物館の使命には、これら資料の調査・研究を行うことがあげられているが、三鷹市の自治体規模から研究職を置くことは難しい状況にあるといえる。

広範な利用と研究は、車の両輪、あるいは表裏一体のものであると言える。一般の方々の継続的な利用をうながす根源は、利用者の興味・関心の持続である。このことは縄文時代のセミナーなどを開催すると盛況なことからも推察される。「未知のことを知る悦び」である。人の持っている「知の探究心と技の探求心」を育むことが、持続可能な社会の構築には重要であり、学校などの授業、教育の原点はここにあると考えている。

博物館には、持続可能な社会の構築に向けた示唆という大きな使命があると考えている。すなわち、SDG s (Sustainable Development Goals) ではなく SUG s (Sustainable Useful Goals) ではないか、「持続可能な開発」ではなく「持続可能な利用(地球資源)」が、地球存続の鍵になっていると考えられる。

博物館は過去・現在・未来の社会を示すことのできる存在である。「三鷹まると博物館」は、自治体として博物館への人的制約はあるものの市内にある大学、研究機関など他市にはない特色のある組織が存在している。これらの組織と博物館パートナーシップを結ぶことで三鷹市全体が博物館になるものと信じている。

1. 拠点：ハブ機能施設として大規模な展示は必ずしも必要ないが、「三鷹まると博物館」の全体像を展示する。利用者の興味・関心に従って施設へ誘導。  
一般の方々が多く認識している場所：「山本有三記念館」・アーカイブ資料
2. 対象：過去・発掘した遺物・遺跡（市庁舎・市立小中学校・公共施設などのロビー）  
大学（ICU,ルーテル学院大学、神学院大学、AA 語学院など）の資料をアーカイブ化、実物観察希望者への紹介状  
現在・井の頭公園、玉川上水、仙川、野川、野川段丘（横穴墓）、人見街道（地藏・観音、ケヤキ並木）などの歴史、遺跡、自然観察、立地環境などのルートマップ（フィールドサービス）、富士見清掃工場、  
未来・国立天文台、宇宙航空研究開発機構（調布市）、環境技術研究所、市内天文・航空関係企業など、見学者への紹介状
3. 運営：一般の人が興味・関心を持ち続ける博物館
  - ①市所管の現有資料の見える化・目録、展示、アーカイブ化
  - ②市内の研究機関との連携関係構築・施設の見学、研究成果の提供、セミナー協力  
市独自で研究員を置くことが難しい現状から新知見を提供いただく、市学芸員との共同研究
  - ③市民による解説協力・ガイド依頼に応じて歴史・芸術・民族・産業・自然科学などと対

象の中で得意な分野の解説・校外学習にも活用

この場合、分野別に「三鷹市まるごと博物館」の講習（検定）などを行い解説員の水準を保つとともにモチベーション形成「名称：三鷹市博物館解説員（歴史）など」

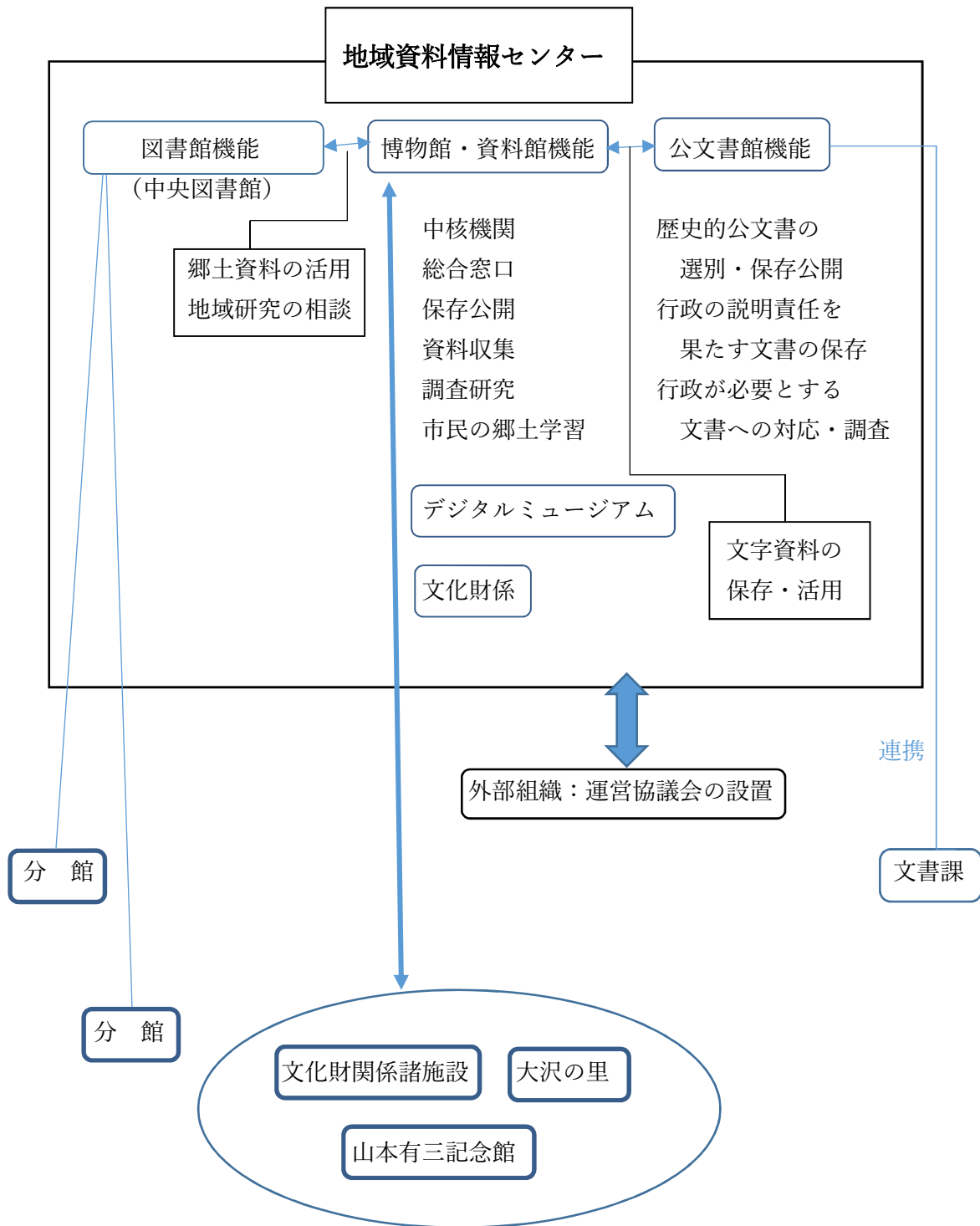
④博物館としての申請・認定を受けることで学芸員実習先として人材を確保

4.経費：実費（資料コピー、紹介状発行、実習資材など）

拠点（山本有三記念館）の運営・市出向、ルートマップへの企業広告など補填

# 三鷹市ミュージアム構想について

【委員 中野 達哉】



## 設置のポイント

基幹となる施設の設置が必要

～文化行政のとりまとめが必要。

現行の個別特定の施設では、市の歴史・文化を捉えられない。

郷土愛を育てること

便利だけでは、ほかにより便利がよいところがあれば、そこに移住

住みやすい町づくりには居住地を郷土（ふるさと）として見つめるまなざしが必要

LMA（Library・Museum・Archives）の協業が必要

～所在は別でも構わないが、複合機関にすれば、事務職員を減員できる

中央図書館2階にある刊本類を活かすことが必要

地域研究の相談は博物館学芸員が対応～市民サービスの充実につながる

公文書館機能をもつこと

行政としての説明責任を果たすため

非現用となった公文書を選別し、歴史的公文書として残す

→市の歴史的遺産となる

市の文書庫の整理と活用～新たな近現代史創造のため必要

三鷹市政の検証と記憶が必要（歴史的公文書）

専門職の配置

学芸員（考古・文献・民俗）とアーキビスト

専門職が働く中で得た知識、住民との信頼関係・結びつきは、市の貴重な財産

→信頼関係が無ければ、市の財産である文化財等の保存・活用はできない。

期限付き職員の配置は、市にとって大きな損失

必要があれば LMA のなかで人事異動

運営協議会の設置

偏らない運営が必要

外部有識者（市議・市民・文化知識人・専門家）からの提言・監査

参考

長野県立歴史館～同一施設内に博物館・文書館

和歌山県きのくに志学館～同一施設内に図書館・文書館

武蔵野市ふるさと歴史館～同一施設内に資料館・文書館

博物館の果たすべき機能は、資料の収集・保管・展示・研究・教育普及である。そのために、下記の用件は絶対必要であると考え。まずは、博物館設立に当たっての理念と目的を明文化し、公表することと思うが、その主体となる組織が必要であり、その組織の運営について責任を持って遂行していくメインスタッフがいることが前提となろう。

#### 1) 専従の学芸員の配置

地域の文化財を守り、保存し、活用していく人材が、安定して長期にわたり活動していく必要がある。そのために、当博物館に専従する常勤の学芸員が最低でも1名、できれば歴史、考古、民俗、自然の各分野の専門的教育を受けた学芸員一名ずつが必要である。学芸員は、博物館の計画段階から、博物館準備室として、設計、準備に関わっていくことが望ましい。博物館準備室が、準備・設計段階からの博物館設置主体として存在している必要があり、その専従職員が必要であるという点からも、不可欠である。後述する収蔵庫は、博物館にとっての生命線であるが、資料の収集・収蔵計画の基に、収蔵庫の仕様も整えておく必要があり、専門的知識のある学芸員が準備していかないとならない。将来的には、重要文化財指定も検討すべき資料（例えば丸山A遺跡の墓壙群出土一括資料など）も所蔵が見込まれるが、その保管に際しては適切な湿度・温度管理や耐震・防火設計が準備されていなければならないが、三鷹市の文化財資料に十分な配慮ができる学芸員が収蔵庫の設計段階から準備・設立に関与していくことが極めて重要である。

#### 2) コア・センターの確立

先に示した、資料の保管には収蔵庫が必要である。展示には展示場所が必要であるし、保存のための修復を含む調査・研究のスペースも必要である。資料には、標本等1次資料だけではなく、写真・地図類や報告書等の2次資料も膨大に生まれる。それらを調査研究に生かすためにも、また市民へ公開し活用していくためにも、メインとなる施設は必要である。民具や埋蔵文化財、芸術作非難度を含めた資料について、将来にわたって、市民からの文化遺産を受け入れていく必要があるが、その主体としても建物としての博物館施設が必要である。

【目標】

「三鷹型エコミュージアム事業推進検討プロジェクトチーム報告書」（以下「報告書」）によると、平成 29(2017)年 3 月時点で「エコミュージアムという概念が三鷹市基本計画に導入されて約 15 年、その「報告書」完成からすでに 5 年が経過している。ミュージアムを取り巻く社会環境は変わり、日本の博物館法の見直しや世界的にも博物館定義の見直しも行われている。コロナ禍で学んだことを生かし、ウィズコロナ、ポストコロナを見据えた現実的なミュージアム構想、つまり「三鷹まるごと博物館」実現に向けて始動する時期であると考ええる。

「三鷹型エコミュージアム事業推進検討プロジェクトチーム報告書」で述べられている「三鷹型エコミュージアム」を現代的に進化させた、市民が積極的に参画し、市民の過去・現在・未来のための「三鷹まるごとミュージアム」の創設を目指す。

【「三鷹型エコミュージアム」の更新】

三鷹市立「三鷹まるごとミュージアム」（仮）設立を目指す。現行の登録制度に縛られることなく、柔軟な、三鷹市民に寄り添った「活動する」ミュージアムとする。

「三鷹まるごとミュージアム」（仮）のイメージ

- ・活動するミュージアム：三鷹型エコミュージアム事業で培ったノウハウ、市民とのサポートと協働体制をさらに生かすことによって実現が可能。
- ・活動の中心（ハブ）となる施設（人と人を繋ぐことができる場所の開設を提案する；決して大きな建物や施設である必要はない）

【ミュージアムとしての調査研究と資料収集・保存について】

- ・三鷹市としてアーカイブが整いつつある資料は公開事業を念頭に入れて保存する
- ・問題となる収蔵庫は市内の大学などの施設と共同で管理運営できる体制を模索し、提案する
- ・学芸員（研究員）は、資格を持った人員を確保し、その学芸員の下で、市民が研究に協力できる体制を整える

なお、三鷹市の今後の構想の一部として取り上げられるべきプロジェクトであるため、三鷹市生涯学習課単独の案件ではなく、「三鷹まるごとミュージアム」（仮）設置準備室を設置し、人財を確保すべきである。

現在、三鷹市には、周辺のほとんどの市区町村にある市立のミュージアムが無い。しかし、三鷹市では「エコ・ミュージアム」という構想が展開されていて、地域のすぐれた自然環境の保全や既存の文化財の保護活用を、ひとつの「博物館」という施設での活動ではなくて、地域全体でそれぞれの現場で展開するという方法で、極めて活発にかつ有益に展開している。このことはおおいに評価ができるのであるが、この運動は実は「中核となる博物館（コア・ミュージアム）」という拠点（施設と人）があってこそ十分に機能するものであることを忘れてはいけない。三鷹市では「エコ・ミュージアム」の活動があるから博物館はなくてもよいということにはならない。三鷹市の「エコ・ミュージアム」は、現実的には教育委員会の文化財担当部署の数名のスタッフが担うには、課題が広すぎ、かつ重すぎる。なぜなら、文化財の保護は文化財という具体的なモノ資料を基礎にして、現在の活動を展開するだけでなく、その永続的な継承が求められる活動だからだ。地域に生きる人々のこころの糧を保ち、市民にその情報を提供し、かつモノ自体を未来に継承していくことが求められる。未来の市民から託された活動でもあるといえる。そのためには、具体的なモノ資料を保存し、データを蓄積し保存して活用を可能にする拠点としての「ミュージアム」という施設（ハコ）が必須だということを改めて認識しておく必要がある。「エコ・ミュージアム」の活動がなされていることを、ハコとしての施設がないことを弁護するための「隠れ蓑」にしてはいけない。「コア・ミュージアム」の欠落が問題なのではない。理想的な「エコ・ミュージアム」では、数多くある「サイト・ミュージアム」を充実させることが重要だ。たとえば、三鷹市の数ある文化財のなかでも、東京都の有形民俗文化財の指定を受けている大沢の水車小屋などは「サイト・ミュージアム」としての充実をぜひ図りたいものだといえる。日本全国的な視点からも他には例が稀な「活着している有形民俗文化財」であることはすでに知られている。その価値の高さは、比較的規模の大きくて、よく整った木製の水車機構が残り、しかも可動できるということだけではなく、関連する部品やメンテナンスの諸道具、製粉精米のほか水車経営農家の多角的な生業用具と衣食住の生活用具が総合的に保存されていることが重要だ。今日にこの設備と1000点を超える道具類を残して三鷹市に寄贈して下さった旧所有者の故、峯岸清さん（明治43年生まれ）の伝承が、一つ一つの道具に付加されて記録されていることである。このような保存状態のよさと詳細な情報がセットで保存されている有形民俗文化財は、全国的にも実は極めて幸運なケースであることはあまり意識されていない。これまで多くの水車研究の専門家たちが蓄積してきた研究成果も保存されている。しかし、これらが永続的に将来にむけて保存しようという方策はなされておらず、現実的には一般公開がなされていることで、風化や散逸、紛失、盗難の怖れが否めないのが現状なのだ。それなりに施設の保全が努力されているが、それは、「エコ・ミュージアム」の構想からいえば、ここが「サイト・ミュージアム」として十分に機能していないということを意味している。理想的に

は、「サイト・ミュージアム」として、具体的な実物資料とデータをできる限り、この現場で統合的に保存しておける施設を伴うことが求められる。これほどの文化財であれば、全国にあるいは世界に発信できる「水車ミュージアム」として活動できる力量があると思える。私の限られた知見からの提言であるが、「エコ・ミュージアム」の壮大な構想を標榜するならば、世界に打って出られる魅力と実力のあるものを三鷹市は提示し実現していただきたい。これができる宝物を三鷹市民の手のうちにしているのだから。



- ① 三鷹市ではこれまで数多くの事業を展開してきている。また大沢水車小屋、古民家整備など数々の拠点も整備されてきた。三鷹まると博物館としてこうした事業と拠点をどのように総合して「博物館」とするのかが課題であると考え。大型の1つの市立博物館を建設するのではなく、三鷹市独自の「まると博物館」の活動のために、以下の具体的施策が必要と考える。
- ② 三鷹市はエコミュージアム という形態を選択し、「まると博物館」として市内各拠点を位置づけている。ただ市内各所に散らばる拠点をつなぐハブが必要である。現在この中核となるハブが無いため、現状では「三鷹まると博物館」を市民に分かりやすい形で案内しているとは言えない。中核となるハブは広い面積を必要とするわけではないが、各拠点の結節点であり、市民への案内を行う中心的施設となるため、利便性の高い、市内中心部に置くのが望ましい。
- ③ このハブ施設では、市内に分散する拠点をつなぐルートを示す大型パネルでガイドマップを示し、自転車で、徒歩で、バスで、車で、拠点を回るルート案内する。通常の博物館の順路に当たるのがこのルートである。ルートに沿って拠点をみることで、学習効果が高まる。ハブ施設ではこうしたルートについて展示したり、リーフレットを配布したり、QRコードを示したりして解説する。このルートにも市民からの募集で名前を付けるなど、イベント化すると良い。
- ④ 「三鷹まると博物館」は市内分散型の屋外・屋内ハイブリット展示であるが、学芸員を置いて博物館事業・研究を行う必要がある。また学芸員の活動内容を示し、博物館として位置付けるため規程も整備する方が良い。
- ⑤ 市民参加を求め、市民学芸員制度を創設し、市民学芸員が市内に分散する拠点で活動するよう育成することが望ましい。
- ⑥ 三鷹まると博物館を学校教育の中に位置づけることで、「三鷹をふるさとと想う子供たち」を創っていく。ふるさと三鷹での豊かな体験を支えるのは学校教育と「三鷹まると博物館」である。青年期以降、三鷹を出ていくことになっても、醸成されたふるさと意識はやがて三鷹へ戻ってくる人を増やすのではないだろうか。「ふるさと三鷹」意識のためにも「三鷹まると博物館」は重要である。

## 1. 現状認識

まず三鷹市の博物館や文化財行政の現状について思うところを書かせていただきます。

三鷹市には山本有三記念館や、大沢の里古民家、太宰治文学サロンなど個々の施設はあるものの、三鷹の歴史の全体像をとらえるための施設がありません。また市の指定文化財はそれほど増えず（むしろ解除されてしまったものもあります）、近年の再開発で身近な遺産も失われてしまっています。

一方で三鷹市ならではの文化財行政の施策は、例えば大沢の里のモデル事業、文化財市民協力員制度など着実に進められています。ただ前者については「シンボルとしてのモデル」と位置づけられてはいるもののそれをどのように他の地域に展開していくか、また後者については多くの参加者がいるもののそのモチベーションを維持しながらどのように「学びと活動の循環」を創り出していくかが、今後の課題であるように思われます。

これらは、通常の市であれば有している常設博物館やその学芸員が存在しないことに多くが起因しています。とくに大沢の里のモデル事業、文化財市民協力員制度を展開するにあたっては、市（生涯学習課）の職員に過度の負担が生じてしまっています。一方で近年登録有形文化財など文化財の裾野が広がり、その活用が叫ばれながら担当職員は旧来のままという構造的な問題も生じつつあります。

私は三鷹まると博物館を、これら三鷹市独自の問題と近年の文化財行政一般の問題を解決する契機にしてはと考えています。

## 2. 三鷹まると博物館の使命

三鷹まると博物館を設置する目的は、現在の三鷹がどのように形成されたかを明らかにし、訪れた人が三鷹のアイデンティティを確認するとともにそれを未来に受け継ぐ点にあります。この目的を達成するために、現在の報告書で述べられている「生涯学習機関」「市民参加の協働」「地域の記憶装置（アーカイブ構築）」に加え、さらに①最新の研究による体系化を通じた「みたか学」としてのストーリー構築、②まちなかの身近な遺産の発掘・動向把握とその公開・活用を通じたまちづくりへの展開、③専門的知識を有し、社会やまちづくりとつなぐ職員の配置の三点を提言いたします。

①は三鷹のアイデンティティを示すようなストーリーを構築するものです。これは新たな博物館を設置する際に展示構成を考えるのと同様の作業であり、不断の資料収集を踏まえた最新の研究により全体史として構築され、かつ市民と協働しながら発信されるべきものです。既に推進されている「みたか学」は生涯学習としての側面が強調されているように思われますが、ここではそれに加えて最新の研究を通じて、例えばより広域の視点から三鷹の特性を探ったり、それを通じて従来の都心中心の東京の歴史を相対化するといった、言わば「新たな学」として構築されるべきものです。

②は「三鷹まると博物館マップ」といった既存の成果を踏まえ、地域の人が愛着を感じ

るような身近な遺産をさらに発掘し、その動向を継続的に把握していくものです。これらの遺産は周囲の環境とセットで保全される必要があります、将来的に景観計画や都市計画で位置づけて担保していく必要があります。

最後に、以上の事業を遂行するためには現状の職員では手が足りず、どうしても専門的知識を有して研究を担い、市民や社会との間をつなぎながら、まちづくりにも通じるような職員の配置が必要です。



## 三鷹市指定文化財一覧

No.	名 称	種 別	所在地	指定年月
1	石鳥居標石(宇賀神)	有形文化財	井の頭弁財天石段上(石鳥居標石)、井の頭弁財天(宇賀神)	昭53. 5
2	道しるべ	有形文化財	井の頭弁財天参道入り口	"
3	狛 犬(一対)	有形文化財	井の頭弁財天堂前	"
4	水 盤	有形文化財	井の頭弁財天不動堂前右側	"
5	水 盤	有形文化財	井の頭弁財天	"
6	石燈籠(一対)	有形文化財	井の頭弁財天石橋袂	"
7	石燈籠	有形文化財	井の頭大盛寺境内	"
8	石燈籠(巳待講)	有形文化財	牟礼二丁目神明社境内	"
9	石造庚申供養塔	有形文化財	上連雀一丁目櫻橋袂	"
10	石造庚申供養塔	有形文化財	新川二丁目天神社境内	"
11	石造庚申供養塔	有形文化財	中原四丁目16番	"
12	石燈籠(一対)	有形文化財	井の頭大盛寺門前石段上	"
13	石燈籠(一対)(紫燈籠)	有形文化財	井の頭大盛寺門前石段上	"
14	辛夷の碑	有形文化財	井の頭公園内	"
15	石階段	有形文化財	井の頭大盛寺門前	"
16	石橋(太鼓橋)	有形文化財	井の頭弁財天正面	"
17	鷹場標石	史 跡	野崎一丁目市民センター内	"
18	鷹場標石	史 跡	大沢二丁目長久寺境内	"
19	鷹場標石	史 跡	野崎二丁目	"
20	柴田家家碑	史 跡	新川四丁目春清寺墓地内	"
21	柴田勝重墓	史 跡	新川四丁目春清寺墓地内	"
22	三木露風墓	史 跡	牟礼五丁目大盛寺墓地内	昭55. 5
23	高橋亭之助墓	史 跡	牟礼二丁目共同墓地内	"
24	森林太郎墓	史 跡	下連雀四丁目禅林寺墓地内	"
25	太宰治墓	史 跡	下連雀四丁目禅林寺墓地内	"
26	豊臣秀吉禁制	有形文化財	三鷹市立三鷹図書館/保管先	"
27	すだじい(ブナ科)	天然記念物	下連雀四丁目八幡大神社境内	昭60. 1
28	いちょう(イチヨウ科)	天然記念物	下連雀四丁目禅林寺境内	"
29	三鷹囃子	無形民俗文化財	大沢	平5. 2
30	新川囃子	無形民俗文化財	新川	"
31	古民家・峯岸清氏旧宅	有形文化財	大沢六丁目10番15号	平6. 7
32	山本有三記念館(山本有三氏旧宅)	有形文化財	下連雀二丁目12番17号	"
33	滝坂遺跡出土の縄文時代早期前半・燃糸文系終末期土器群	有形文化財	中原一丁目6番先 三鷹市埋蔵文化財調査室/保管先	平16. 4
34	丸山A遺跡出土の縄文時代後期遺物	有形文化財	井の頭二丁目 三鷹市埋蔵文化財調査室/保管先	"
35	出山横穴墓群8号墓出土の古墳時代後期須恵器(平瓶)	有形文化財	大沢二丁目 三鷹市埋蔵文化財調査室/保管先	"
36	井の頭池遺跡群B第6号住居跡出土の縄文時代中期遺物	有形文化財	井の頭四丁目 三鷹市埋蔵文化財調査室/保管先	平21. 5
37	坂上遺跡5・10号住居跡出土の縄文時代中期接合土偶	有形文化財	大沢二丁目 三鷹市埋蔵文化財調査室/保管先	"
38	滝坂遺跡第6号住居跡出土の古墳時代初頭遺物	有形文化財	中原二丁目 三鷹市埋蔵文化財調査室/保管先	"
39	旧箕輪家住宅主屋	有形文化財	大沢二丁目17番8号	"

三鷹市登録文化財一覧

No.	名 称	種 別	所在地	登録年月
1	国立天文台旧1号官舎(三鷹市星と森と絵本の家)付 東京帝国大学理科大学天文台高等官舎新築之面	有形文化財	大沢二丁目21番1号 国立天文台内	平21. 5
2	ルーテル学院大学チャペル・本館・図書館・寮棟	有形文化財	大沢三丁目10番20号	平22. 4
3	なんじゃもんじゃの木(ヒトツバタゴ)	天然記念物	野崎二丁目13番地内	〃
4	柴田勝家兜埋納伝承地(勝淵神社境域)	史 跡	新川三丁目20番17号	平24. 6
5	野崎八幡社薬師殿団子まき	無形民俗文化財	野崎一丁目23番1号	平25. 4

東京都指定文化財一覧

No.	名 称	種 別	所在地	指定年月
1	近藤勇墓	旧 跡	大沢六丁目龍源寺墓地内	昭30
2	井の頭池(神田上水水源地)	旧 跡	井の頭恩賜公園	〃
3	井の頭池遺跡群	史 跡	井の頭三～四丁目ほか	昭54. 3
4	出山横穴墓群8号墓	史 跡	大沢二丁目自然観察路内	平6. 3
5	武蔵野(野川流域)の水車経営農家(付 水車関係記録)	有形民俗文化財	大沢六丁目10番15号	平10. 3
6	出山遺跡出土注口土器	有形文化財(考古資料)	大沢二丁目 三鷹市埋蔵文化財調査室/保管先	〃

\*No. 5 : 民家は三鷹市の指定文化財でもある。

国指定文化財一覧

No.	名 称	種 別	所在地	指定年月
1	玉川上水	史 跡	三鷹市ほか	平15. 8
2	子午儀(レプソルド子午儀)	重要文化財(歴史資料)	国立天文台内	平23. 6

国登録文化財一覧

No.	名 称	種 別	所在地	登録年月
1	太陽分光写真儀室(アインシュタイン塔)	有形文化財	国立天文台内	平10. 7
2	国際基督教大学泰山荘高風居	有形文化財	国際基督教大学内	平11. 10
3	同大学泰山荘書院			
4	同大学泰山荘待合			
5	同大学泰山荘蔵			
6	同大学泰山荘車庫			
7	同大学泰山荘表門			
8	国立天文台大赤道儀室			
9	国立天文台第一赤道儀室	有形文化財	国立天文台内	平26. 4
10	安藤家住宅主屋			
11	渡辺家住宅主屋			
12	淡島家住宅主屋			
13	中島家住宅主屋			
14	伊藤家住宅主屋			
15	渡辺家住宅主屋			
16	国立天文台レプソルド子午儀室			
17	国立天文台ゴーチェ子午環室			
18	国立天文台第一子午線標室			
19	国立天文台第二子午線標室			
20	国立天文台旧図庫及び倉庫			
21	国立天文台門衛所			
22	国立天文台表門			